

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。)第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、人事委員会規則で定めるところにより勤務すること。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(育児短時間勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。)第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間 <u>（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間）</u>につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、人事委員会規則で定めるところにより勤務すること。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき<u>1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、<u>4週間ごとの期間につき当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が再任用短時間勤務職員である場合にあっては前条第3項の規定に基づき定める時間となるように、任期付短時間勤務職員である場合にあっては同条第4項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u></p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員<u>(次条の規定の適用を受ける職員を除く。)</u>で人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この項及び次項において「<u>単位期間</u>」という。）<u>ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、<u>単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、次条の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u></p> <p><u>(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立につい</u></p>

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定に基づき週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第9条 船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が、第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定に基づき勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事委員会規則で定める作業に従事する場合

て家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第9条の2の2及び第9条の3において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第9条の2の2において同じ。）の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定に基づき週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第9条 船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が、第3条第2項から第4項まで、第4条又は第5条の規定に基づき勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事委員会規則で定める作業に従事する場合

には、第2条又は前条の規定に基づく勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第9条の2の2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。）のある職員が、当該子を養育すること。

(2) [略]

(3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護すること。

(4) [略]

には、第2条又は前条の規定に基づく勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第9条の2の2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、当該子を養育すること。

(2) [略]

(3) 配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護すること。

(4) [略]

2 [略]

(超勤代休時間)

第9条の4 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第32条第3項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」といい、第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

2 [略]

(超勤代休時間)

第9条の4 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第32条第3項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項から第4項まで、第4条又は第5条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」といい、第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、<u>第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り</u>によって計算する。</p> <p>(超過勤務手当)</p>	<p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項<u>及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り</u>によって計算する。</p> <p>(超過勤務手当)</p>
<p>第32条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超</p>	<p>第32条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超</p>

えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4・5 [略]

6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

7 [略]

（管理職員特別勤務手当）

第34条の2 第26条第1項に規定する職にある職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 [略]

えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4・5 [略]

6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項から第4項まで又は第4条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

7 [略]

（管理職員特別勤務手当）

第34条の2 第26条第1項に規定する職にある職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（第1号任期付研究員の裁量による勤務）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤務時間等条例第3条第2項及び第3項、第4条、第5条、第8条、第9条、第9条の4並びに第11条の規定は、第2項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>（第1号任期付研究員の裁量による勤務）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤務時間等条例第3条第2項から第4項まで、第4条、第5条、第8条、第9条、第9条の4及び第11条の規定は、第2項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。